

岐阜県障がい者総合就労支援センター電気需給契約  
一般競争入札の質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	各施設の現在の電力供給会社及び計量日をご教示ください。	現在（令和4年度）の電力供給会社は中部電力ミライズ株式会社です。計量日は毎月上旬（1日以外の日）です。
2	計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となります。以上、ご了承いただけますでしょうか。	今回の契約では計量日を各月の1日に検針をすることとしています。何らかの理由により年間の請求が13回になったとしても、問題ありません。 料金算定期間についても問題ありません。
3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)を教えてください。また、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
4	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか（力率割引を考慮する）	入札金額算定書の備考6にあるとおり、力率は100%に固定します。
5	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札公告3（8）アなお書きにあるとおり、入札書には入札日を記載してください。
6	2023年4月より、弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行予定です。（3月分電気料金請求書、4/15到着分より） お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）	請求書の電子化にあたっては、下記URL 岐阜県HPの「見積書・納品書（完成届）・請求書の押印省略について」を参照いただき、ご対応をお願いします。なお、請求書のご提出方法は電子メールとなりますのでご注意ください。 岐阜県HP <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/140817.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/140817.html</a>
7	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
8	弊社の請求書は、原則、翌月10日迄にWebサイト上で開示、請求書受領後30日以内（翌々月15日迄）に振込となります。なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。（紙での請求書原本の到着はございません。）	支払にあたっては問題ありませんが、請求書は電子メールでのご提出をお願いします。

岐阜県障がい者総合就労支援センター電気需給契約  
一般競争入札の質問に対する回答

No.	質問内容	回答
9	<p>供給契約開始日の直近6ヶ月間において建替・増築にかかる移転はございますか。また、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事のご予定はありますでしょうか。</p> <p>直近6ヶ月 23年4月供給開始場合 → 対象：22年10月～23年3月</p> <p>また、契約開始後に発生しました工事予定に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただく事をご了承いただけますでしょうか？</p>	<p>直近6カ月間のうちに建替・増築に係る移転はありません。</p> <p>供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事の予定はありません。</p> <p>契約開始後に発生する工事に関して、事前の協議を行う事は問題ありません。</p>
10	<p>開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>入札の結果、落札された案件は、契約締結後、岐阜県HPにて公開されます。不落の場合は公開されません。開札結果については、郵便等での入札をした事業者に対して入札結果の通知を発送します。なお、辞退された事業者は通知の対象外となります。</p>
11	<p>応札から供給開始までの間に当該エリアを管轄する電力会社の料金改定および約款などの変更があった場合に応札額について協議を行う事は可能でしょうか？</p>	<p>契約締結時において予測することのできない経済事情その他の情勢の変化により物価の変動等を生じ、そのため契約単価が著しく不相当であると認められるときは、協議することができます。</p> <p>また、新たな項目が設けられるなど、契約書に定めない事項については、その都度協議することができます。</p>
12	<p>応札から供給開始までの間に当該エリアを管轄する電力会社の燃料費調整単価算出式が変更され、当該変更に伴い従量料金の変更または他の項目が新たに設けられる場合、応札額の変更協議に応じていただくことができますでしょうか。</p>	<p>契約締結時において予測することのできない経済事情その他の情勢の変化により物価の変動等を生じ、そのため契約単価が著しく不相当であると認められるときは、協議することができます。</p> <p>また、新たな項目が設けられるなど、契約書に定めない事項については、その都度協議することができます。</p>

岐阜県障がい者総合就労支援センター電気需給契約  
一般競争入札の質問に対する回答

No.	質問内容	回答
13	<p><b>【30分データの取得】</b></p> <p>電気利用者の利益保護の観点から、応札させていただく施設の30分値のご提供をお願いいたします。</p> <p>事前入札参加申請書類提出時に「30分値データ取得についての同意書」を同封させていただきますのでご捺印・ご提出の程、宜しくをお願いいたします。</p> <p>当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の提供をいただくことが可能となります。</p> <p>なお、応札前に頂戴できましたらより精度の高い試算が可能となり、応札額に反映することが可能となりますが施設の秘匿性の観点から落札後のご提供でも問題ございません。</p>	<p>落札後、落札者が希望する場合に対応します。</p>